

—— 特集2 ——

女性犯罪者の実態と処遇——令和6年版犯罪白書を読む

ルーティン部分及び特集部分の解説

～令和6年版犯罪白書～

法務総合研究所研究部総括研究官
青木朝子 Asako Aoki

I はじめに

犯罪白書は、昭和35年の創刊から今回で65回目の発刊を迎える。60年以上にわたる時代の変遷の中で、世間から注目される犯罪・非行及びその態様は少しずつ変化しているものの、犯罪とその対策の現状を明らかにするという創刊時の目的は今日まで引き継がれ、我が国の犯罪動向や犯罪者処遇の実情を紹介し、主として刑事政策に関する施策の立案・実施や、犯罪・非行の機序の解明や再犯防止を目的とした各種研究のための基礎資料を提供し続けてきた。本稿は、今般公表された「令和6年版犯罪白書」(以下「本白書」という。)の概要について、誌面の許す範囲で紹介するものである。

本白書の特集テーマは、「女性犯罪者の実態と処遇」である。令和5年3月に閣議決定された第二次再犯防止推進計画では、第一次の同計画に引き続き犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等を重点課題として位置付けており、女性についても、その抱える困難に応じた指導等が求められている。これまで法務総合研究所では、平成4年版及び25年版犯罪白書において、それぞれ女性犯罪者に関する特集を行ってきた。もっとも、女性犯罪者の特徴・傾向も時代とともに変化する。例えば、女性入所

受刑者を見ると、罪名別人員において、平成23年まで最も多くを占めていたのは覚醒剤取締法違反であったが、翌年以降は窃盗が覚醒剤取締法違反を上回っている。また、年齢層別人員における65歳以上の比率を見ると、平成21年までは10%以下であったが、令和5年には22.7%まで上昇している。そこで、本白書においては、近年における女性犯罪者の実態及びそのニーズを把握することで、女性犯罪者に対するより効果的な処遇・支援の在り方等の検討に資する資料を提供することを目指し、これを特集とした。

以下、令和5年の犯罪情勢を中心とする本白書のルーティン部分、特集「女性犯罪者の実態と処遇」の順に、それぞれの要点について、若干の論考を加えながら紹介していきたい。特集部分では、女性による犯罪の動向についても併せて紹介する。なお、本稿における用語、略称等は、本白書に従い、本稿中、意見や評価にわたる部分については、もとより筆者の個人的な見解に過ぎない。